

公益財団法人つなぐいのち基金
平成27年度 第5回 理事会議事録
(第三期定例理事会)

1 開催場所 つなぐいのち基金 運営事務所 三井第二別館 会議室、および電子会議・電磁的記録
(電子会議は、Web ツール「chatwork」「理事会(WEB 会議室)」を使用)

2 開催日時 平成27年12月17日(木) 11時00分～12時00分

3 理事現在数及び定足数 現在数 6名、定足数4名

4 出席理事 5名 監事 1名 (出席3名、テレビ会議2名) 欠席 1名

(本人出席) 清水専務理事 豊住常務理事 安藤理事 村尾理事

(テレビ電話での出席) 鶴居代表理事 福岡監事 (欠席) 伊藤理事

(議案説明及び報告) 豊住常務理事兼事務局長

5 議案

【決議および承認事項】

議案1 当財団の理念について見直しについて

(次項に資料を添付しております。ご参照の上、修正案がございましたらご送付ください)

議案2 2015年度 助成事業について

(内閣府変更認定および賛助会員更新状況により変わります。当日資料をご用意します。)

議案3 内閣府 変更認定申請 公益目的事業1 寄付者名を讃揚する記念碑の建設・運営

平成27年12月15日提出の補正通知書 回答における公益性についての検証

【報告案件】

報告1 シニアボランティア・マネジメントに関する進捗について

報告2 賛助会員の更新に関する進捗状況について

報告3 変更認定申請と認定後事業の準備に関する進捗状況【報告案件】

6 会議の概要

(1) 定足数の確認

冒頭で豊住常務理事兼事務局長から定足数の充足を確認した。

(2) 議案の審議状況及び議決結果

定款に基づき、鶴居代表理事が議長となり議案の審議に入った。

(3) 報告

決議事項についての判断材料も含むため、議案の審議の前に報告事項について説明を行った。

<決議事項>

第1号議案 「当財団の理念について見直しについて」の件

議長の求めに応じ、豊住常務理事兼事務局長から、「当財団の理念について見直しについて」について議案説明があった。

(鵜居代表理事)

理念の見直しの必要性の背景等について再度説明いただきたい

(豊住常務理事)

公益移行時の公益目的事業の児童福祉を目的とした助成事業に加え、高齢者自身の課題解決と活性化を支援することで次世代に支援を促す、相互支援の仕組みを作ることを目的とした新たな公益目的事業を「変更認定申請」にて提出している。

設立当初の理念・コンセプトは素晴らしいものだが、高齢者にはなかなか理解され、そして受け入れられることは難しいという側面がある。この点も考慮し新たな当法人の理念、Mission、Vision、Value にブラッシュアップする必要がある。

(鵜居代表理事)

必要性は各理事理解されたと思う。理事会での改定、公募するなどの方法も含めて、「変更認定申請」の認定後の理事会にて新理念を決定することとする。

(全員)

異議なし。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

議案2 「2015年度 助成事業について」の件

議長の求めに応じ、豊住常務理事兼事務局長から、「2015年度助成事業」の議案説明があった。

(鵜居代表理事)

現在の賛助会員の更新状況を報告願いたい。

(豊住常務理事)

本理事会の報告2の内容をここで報告する。本日現在で、更新および新規加入が確実視できる賛助会員は26会員(内、入金済みは17、1法人が特別賛助会員)、会員収入合計額としては40万円となる見込みである。

変更認定申請について未だ認定をいただけない状況であり、新規事業や活動についての案内・報告ができなかったことが大きい。1月以降も引き続き更新・新規勧誘を行っていくが、他の少額の収益は印刷代や電話代等の通信費など割り当てられており、現時点では助成の拠出額は、40万円としたい。

(清水専務理事)

変更認定申請との関係はどうか。

(豊住常務理事)

現状は、変更認定申請の最中となるため、2015年度の助成は、公益移行認定時の助成内容での対応にて準備せざるをえない。内閣府公益認定等委員会事務局の認識は、現状の公益目的事業1の助成は金銭のみであることを確認している。認定がいただけるタイミングによってはサービス助成の募集・実施も行うことを視野に入れつつ、今年度はその条件下で助成をなる。

(鵜居代表理事)

了解した。2015年度の助成事業の助成金総額は、40万円とするが良いか。

(全員)

異議なし。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

(清水専務理事)

本日の議案にはないが、変更認定申請および助成に関連する事象として1点報告がある。これまで、設立より株式会社鎌倉新書が当財団の支援を行ってきたが、マザーズ市場への上場に伴い、別法人である公益法人への支援は株主利益に相反するものではないかを明確にする必要がある旨の指導を受けている。

今後は、運営に関する人的支援など実施できないことも想定されるので懸念している。状況によっては、公益財団法人の事業規模の縮小を選択せざるを得ない場合があることを想定されたい。

(豊住常務理事)

公益移行認定時の公益目的事業である助成事業は、例えば助成金額は、「1団体に対し30万円とし、年1回、5団体に対して、助成を行う。」としている。設立・移行間もない法人として重大な指導を受けていないが、公益目的事業通りに運営できていないという認識の指摘があった。

(安藤理事)

その場合、規模の縮小ではなく、公益法人としての継続性に問われ、公益認定が受けられない可能性があるのではないか。

(豊住常務理事)

そのように認識している。新たな支援者の獲得も視野に入れ、主要な支援企業である株式会社鎌倉新書と慎重に協議を行い、あらためて報告する。

(全員)

了解した。

議案3 「内閣府変更認定申請 公益目的事業1 寄付者名を讃揚する記念碑の建設・運営」の件 平成27年12月15日提出の補正通知書 回答における公益性についての検証

議長の求めに応じ、豊住常務理事兼事務局長から、「内閣府 変更認定申請 公益目的事業1 寄付者名を讃揚する記念碑の建設・運営」について議案説明があった。

(鵜居代表理事)

公益、共益、私益の差異も含め、確認のため再度説明願いたい。

(豊住常務理事)

厳密な定義が記載されているわけではないが概要は以下と考える。

公益とは、不特定多数の者の利益の増進に寄与するもの。社会、地域における課題・問題に対して不特定で多数へのサービス等を公平な機会にて提供すること。

共益とは、特定団体の構成員又は特定職員等の対象を限定したかたちでの福利厚生、相互救済、サービスを目的とするもの。

私益とは、一人（特定）の利益や希望を満たすだけのためのものになる。

例えば、社会的なニーズがないにも関わらず個人的が願望で実施するものは私益となり、また、当該案件のように、賛助会員・寄付者・支援者のみの利益となるものは、共益であって公益ではないと考えるのが妥当と思われる。

よって、本件は、公益目的事業としてではなく、賛助会員・寄付者・支援者への感謝のしるしとして、会員証や活動報告書なども同様に少額な支出で対応していくのが妥当ではないかと思料し提案する。

(安藤理事)

妥当であると考えます。

(全員)

異議なし。

(豊住常務理事)

それでは、審議の結果に基づき、内閣府の変更認定申請にて対応する。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

報告 1～3 は別掲の通り、議長の求めに応じ豊住常務理事兼事務局長から報告があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、11時30分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び理事は記名押印する。

平成27年12月17日

代表理事 鵜居 由記衣

専務理事 清水 祐孝

常務理事 豊住 吉弘

理事 安藤 算浩

理事 村尾 昌美

監事 福岡 武彦

<報告事項>

報告 1 助成先のシニアボランティア・マネジメントに関する進捗について

議長の求めに応じ、豊住常務理事兼事務局長から、報告があった。

(豊住常務理事)

当財団の運営および助成先の支援の一環としてのシニアボランティア募集を行っている。

傾向として、ご高齢者の中にはご自身の中での固定的なイメージを持って応募される方が少なからずいらっしゃる。

ミスマッチになることを避けるため、初回面談で当法人の現状等の説明とご希望のヒアリング、そして情報をお伝えした上で「セルフシート」というフォーマットにご自身や当法人での活動希望など整理していただいた上で 2 回目の面談を実施、ボランティアとして参加いただくかを相互に判断するという形をとらせていただいている。

勿論、変更認定申請のシニアボランティアコーディネートは、もっと複雑なプロセスとなる。

報告 2 賛助会員の更新に関する準備状況について

議案 2 にて報告の通り。

報告 3 変更認定申請と認定後事業の準備に関する進捗状況

議長の求めに応じ、豊住常務理事兼事務局長から、報告があった。

(豊住常務理事)

5 月の申請は取上げたことは報告の通り。7 月に再度申請後は、10 月 9 日までに 6 回の補正事項通知書に対して対応させていただいた。約 2 カ月のインターバルがあり、12 月 9 日に補正事項通知書に受領し、12 月 15 日に回答している。内容としては、議案 3 を含め公益性確保についての確認説明、事業計画書に記載されているスケジュールの変更も含めた具体的な運用についての説明に関する指示がほとんどであった。

当法人においての、公益性の確保と実施運営の可否が求められていると認識している。

以上